

## 令和 2 年度地域の担い手育成型の試行事例から見てくる問題点

(一社) 福島県建設業協会

## 事例 1 (令和 3 年 7 月 13 日第 81 回委員会の抽出案件)

○発注方式 地域の担い手育成型 (指名競争)

- 概要
- ・ 予定価格 10,828 千円の一般土木工事
  - ・ 指名者数 A, B, C, D ランクを含めた 15 者 (7 者辞退)
  - ・ 落札候補者 第 1 位 (D ランク) と第 2 位 (A ランク) の会社はそれぞれの役員が実の親と子と兄弟で登記されている人的関係にある会社
  - ・ 落札者 第 1 位の D ランクの会社  
(県の地域貢献の実績がない完工高が 24,120 千円の企業)
  - ・ 落札金額 10,758 千円 (99.16%)
  - ・ 技術者数 1 級土木施工管理技士 : 0 名 2 級土木施工管理技士 : 2 名

○問題点

## ①総合評価と指名競争における格付等級の矛盾

- ・ 当該落札者は総合評価方式であれば格付等級 (D ランクは 1,000 万円未満のみ参加可能) によって入札に参加できないが、設計金額に関係なく全てのランクを参加可能とした指名基準 (資格要件) によって矛盾が生じた

## ②特定関係がある者同士の同一工事での指名

- ・ 同一工事で人的関係がある会社を含めて 12 者を超える 15 者を選定している
- ・ 入札において特定関係がある者同士の参加を問題視していないこと
- ・ 特定関係の有無の確認を困難とした県の認識

### ③技術的適正に対する適切性

- ・品質確保の観点から実績と信用を前提とする指名の主旨に反すること
- ・運用に基づいた手続きとはいえ、D格付等級を考慮せずにDランクを含め12者を超える15者を選定した理由と運用

### ④地域の担い手育成型の目的にそぐわない

- ・落札企業は県の除雪、災害対応、維持補修業務の実績がない
- ・地域の担い手育成型で複数受注し、令和3～4年度の有資格者名簿で一挙にBランク、完工高53,563千円にランクアップしたことを可能とした制度

## 事例2

○発注方式 地域の担い手育成型（指名競争）

- 概要
- ・ 予定価格 6,182千円の建築工事
  - ・ 指名者数 A, B, Cランクを含めた13者（2者辞退）
  - ・ 落札者 Cランクの会社（完工高が1,758千円、官公受注高0円の企業）
  - ・ 落札金額 6,160千円（落札率99.64%）
  - ・ 技術者数 1級土木施工管理技士：4名 2級土木施工管理技士：6名  
1級・2級建築士：0名

○問題点

### ①技術的評価に対する適切性

- ・当該企業は経営事項審査で技術者ゼロとして地域の担い手育成型で認定登録されており、認定に当たったの事前審査でどのように判断されたのか疑問
- ・点数が低い業者でも工事を十分に行えるというお墨付きがあつて名簿に載っていると  
いう誤った県の考え方に基づく認定と運用ではないのか

②地域の担い手育成型の目的にそぐわない

- ・当該企業は令和3・4年度有資格者名簿で完工高72,328千円、Bランクにランクアップしたことを可能とした制度

**事例3（令和3年7月13日第81回委員会での抽出案件）**

○発注方式 地域の担い手育成型（指名競争）

- 概要
- ・ 予定価格 24,704千円の舗装工事
  - ・ 指名者数 A, B, Cランクを含めた14者（辞退なし）
  - ・ 落札者 Cランクの会社（県の地域貢献の実績がない完工高が3,557千円、官公受注完工高0円の企業）
  - ・ 落札金額 22,671千円（落札率91.76%）
  - ・ 技術者数 1級土木施工管理技士：1名 2級土木施工管理技士：1名

○問題点

①総合評価と指名競争における格付等級の矛盾

- ・当該落札者は総合評価方式であれば格付等級（舗装工事Cランクは500万円未満のみ参加可能）によって入札に参加できないが、設計金額に関係なく全てのランクを参加可能とした指名基準（資格要件）によって矛盾が生じた
- ・点数が低い業者でも工事を十分に行えるというお墨付きがあつて名簿に載っていると  
いう認識に基づく認定と運用

②技術的適正に対する適切性

- ・品質確保の観点から実績と信用を前提とする指名の主旨に反すること
- ・品質確保の観点から、実績と信用を重視する公共工事では通常はあり得ない契約

③発注者の恣意性が疑われる事例

- ・発注者が地域密着型ではなく地域の担い手育成型（指名競争入札）を採用した理由

#### ④指名者数

- ・Cランクの業者を含めた12者を超える14者を選定したこと

#### ⑤委員会の調査審議における問題

- ・抽出案件であるにも関わらず発注者が落札業者の技術者数と手持ち工事量に関する必要資料を準備していなかったために、委員の質問に答えられず審議に至らなかった点
- ・委員長が発注者に資料提出や別途説明を求めないままスルーしたことで、結果的に抽出案件を調査審議する機会を逸してしまったこと
- ・福島県入札制度等監視委員会運営規程第4条に「事務局が準備した資料その他委員会が指示する資料により事務局から説明を受け、調査審議を行うものとする。」とあるように、委員会が事務局が用意した資料の他に指名の適切性等が判断できる資料等を求めていること
- ・指名候補者の選定等の手続きなど試行要領が正しいとの前提に立った調査審議